

## みなかみ町住宅等新築改修等補助金交付要綱

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 住宅新築改修等補助金（第2条―第14条）

第3章 店舗等改築等補助金（第15条―第30条）

第4章 雑則（第31条―第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、住宅及び店舗等の新築、改修等の費用の一部を補助することにより、町民の住環境の向上を図るとともに、町内商工業の活性化に資するため、予算の範囲内において住宅新築改修等補助金及び店舗等改築等補助金（以下「みなかみ町住宅等新築改修等補助金」という。）を交付するものとし、みなかみ町住宅等新築改修等補助金の交付については、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2章 住宅新築改修等補助金

（用語の定義）

第2条 この章において、「住宅」とは、次に掲げる住宅をいう。

- (1) 個人住宅（自己の居住の用に供する建築物をいう。）
- (2) 併用住宅（建築物に個人住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）

（対象者）

第3条 住宅新築改修等補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付対象となる者（以下この章において「対象者」という。）は、みなかみ町に住民登録を行っている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者又は町内に新築を予定している個人住宅及び併用住宅の建築主
- (2) 次条第1項に規定する個人住宅及び併用住宅の新築又は改修等の工事を第5条の施工業者に依頼して行う者
- (3) 町税等（町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金及び下水道受益者分担金をいう。以下同じ。）の滞納のない世帯（同一住所に住む別世帯であっても生計が同一と認められる場合は、同一世帯とする。）に属している者
- (4) 当該工事について、他の補助制度等を受けないこと。ただし、他の補助制度等の対象外となる工事は、補助対象とする。
- (5) みなかみ町暴力団排除条例（平成24年みなかみ町条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事であること。
- (2) 前号に掲げる工事費用が20万円以上であること。

(施工業者)

第5条 施工業者は、みなかみ町内に本社又は本店を有する事業者であって、前条第1項第1号に規定する工事を業としている事業者とする。

(補助対象事業費)

第6条 補助金の交付対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、別表第2に掲げる工事に要する事業費とする。ただし、別表第3に掲げる工事を除く。

- 2 併用住宅において、個人住宅の部分と店舗、事務所等の部分とを明確に区分できない共用部分がある場合は、個人住宅又は併用住宅のいずれかの補助対象事業費とする。
- 3 併用住宅において、個人住宅の部分と店舗、事務所等の部分とを明確に区分できる場合は、それぞれの床面積の割合で案分し、補助対象事業費を算出するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象事業費の10%以内で20万円（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する場合の補助金の額は、個人住宅の部分と店舗、事務所等の部分を区分し、それぞれ補助対象事業費の10%以内で20万円（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。
- 3 補助金の交付は、同一の住宅について、前項に規定する限度額に達するまで数回にわたって行うことができる。
- 4 当該同一の住宅に係る補助金が限度額に達した場合において、当該同一の住宅に係る直近の補助金の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過したときは、当該同一の住宅の対象者に対して、再び第1項に規定する額を限度とする補助を行うことができる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、工事着手以前に、みなかみ町住宅新築改修等補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに交付決定の可否を行い、みなかみ町住宅新築改修等補助金交付決定通知書（様式第2号）又はみなかみ町住宅新築改修等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(変更)

第10条 申請者が工事内容を大幅に変更するときは、みなかみ町住宅新築改修等補助金変

更申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

（実績報告書の提出）

第11条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかにみなかみ町住宅新築改修等補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて提出しなければならない。

（交付確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、みなかみ町住宅新築改修等補助金の額の確定について（様式第6号）により交付額の確定を行うものとする。

2 町長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかにみなかみ町住宅新築改修等補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定による請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

### 第3章 店舗等改築等補助金

（定義）

第15条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 町内において現に店舗として事業の用に供されているもの、過去に営利を目的とした事業の用に供されていた店舗であって、現在は事業の用に供されていないもの又は自宅等を店舗に改修し、事業の用に供するものをいう。
- (2) 改築等 店舗等の機能及び性能を維持又は向上させるための店舗等の改築、増築、修繕、改修、模様替え等を行うこと又は店舗等の敷地内に新たに店舗を建設することをいう。
- (3) 町内施工業者 町内に本社又は本店を有する事業者であって、店舗等の新築、改修、修繕、補修又は増築工事を業としている事業者とする。

（補助対象者）

第16条 店舗等改築等補助金（以下この章において「補助金」という。）の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人又は登記簿上の本店又は支店の所在地が町内にある営利を目的とする法人で、次のいずれかに該当するものであること。ただし、別表第1に掲げる業種の事業者を除く。
  - ア 町内の店舗において、現に事業を営んでいること。

イ 町内の空き店舗において、事業を営もうとしていること。

ウ 自宅等を改修し、事業を営もうとしていること。

エ 町内に店舗等の新築を予定し、事業を営もうとしていること。

(2) 5年以上継続して事業を営む見込みがある者

(3) 町税等の滞納のない世帯(同一住所に住む別世帯であっても生計が同一と認められる場合は、同一世帯とする。)に属している者

(4) 当該工事について、他の補助制度等を受けない又は5年以内に他の補助制度の交付を受けていないこと。

(5) みなかみ町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象店舗等)

第17条 補助金の対象となる店舗、空き店舗又は自宅等(以下この章において「補助対象店舗等」という。)は、町内に存する又は新築予定の店舗、空き店舗又は自宅等であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に係る事業の用に供する店舗又はこれらの事業の用に供する予定である空き店舗でないものとする。

(補助対象事業)

第18条 補助金の対象となる事業(以下この章において「補助対象事業」という。)は、補助対象者が町内施工業者に発注する20万円以上の補助対象店舗等の改築等とする。

(補助対象経費)

第19条 補助金の交付の対象となる経費(以下この章において「補助対象経費」という。)は、別表第2に掲げる工事に要する費用とする。ただし、別表第3に掲げる工事を除く。

2 補助対象経費の対象外となる改築等に係る工事の経費は、次に掲げるものとする。

(1) 店舗等における住居との併用部分の改築等に係る経費

(2) その他町長必要でないと認める経費

(補助金の額等)

第20条 補助金の額は、補助対象経費の10%以内で20万円(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象店舗等について、前項に規定する限度額に達するまで数回にわたって行なうことができる。

3 当該同一の補助対象店舗等に係る補助金が限度額に達した場合において、当該同一の補助対象店舗等に係る直近の補助金の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過したときは、当該同一の補助対象店舗等の対象者に対して、再び第1項に規定する額を限度とする補助を行うことができる。

(交付申請)

第21条 補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、工事着手前に、みなかみ町店舗等改築等補助金交付申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第22条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し速やかに交付決定の可否を行い、みなかみ町店舗等改築等補助金交付決定通知書（様式第9号）又はみなかみ町店舗等改築等補助金不交付決定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知する。

（変更）

第23条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「補助事業者」という。）が工事内容を大幅に変更しようとするときは、みなかみ町店舗等改築等補助金変更申請書（様式第11号）を提出し町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、みなかみ町店舗等改築等補助金変更承認通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第24条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときには、補助事業の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業者となったとき。

(2) 補助事業の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

（事業の中止）

第25条 補助事業者は、交付決定を受けた事業を中止し、又は廃止しようとするときは、みなかみ町店舗等改築等補助金事業取下届（様式第13号）を町長に提出するものとする。

（実績報告書の提出）

第26条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかにみなかみ町店舗等改築等補助金実績報告書（様式第14号）に必要書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第27条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、みなかみ町店舗等改築等補助金の額の確定について（様式第15号）により補助金の額の確定を行うものとする。

（補助金の請求）

第28条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかにみなかみ町店舗等改築等補助金請求書（様式第16号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第29条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する

ものとする。

(現地調査)

第30条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった改築等の工事について現地調査を行うことができる。

#### 第4章 雑則

(補助金の返還)

第31条 町長は、偽りの申請その他不正な手段によりみなかみ町住宅等新築改修等補助金の交付を受けた者がいるときは、みなかみ町住宅等新築改修等補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(現地調査)

第32条 町長は、必要があると認めるときは、みなかみ町住宅等新築改修等補助金の交付対象となった新築又は改修等の工事について現地調査を行うことができる。

(その他)

第33条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(みなかみ町住宅新築改修等補助金交付要綱の廃止)

2 みなかみ町住宅新築改修等補助金交付要綱（平成23年みなかみ町告示第89号）は、廃止する。

(みなかみ町店舗等改築等補助金交付要綱の廃止)

3 みなかみ町店舗等改築等補助金交付要綱（平成31年みなかみ町告示第25号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この告示による改正後のみなかみ町住宅等新築改修等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請されるみなかみ町住宅等新築改修等補助金について適用し、同日前に申請されるみなかみ町住宅等新築改修等補助金については、なお従前の例による。

(みなかみ町住宅新築改修等補助金交付要綱及びみなかみ町店舗等改築等補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

5 この告示の施行の日の前までに廃止前のみなかみ町住宅新築改修等補助金交付要綱及びみなかみ町店舗等改築等補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた除菌については、なお従前の例による。

別表第1（第16条関係）

1	金融・保険業（保険媒介代理業務及び保険サービス業を除く。）
2	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
3	以下のサービス業
(1)	易断所、観相業、相場案内業
(2)	競輪・競馬等の競走場、競技団
(3)	芸妓業、芸妓幹旋業
(4)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(5)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
(6)	集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものを除く。）
(7)	宗教
(8)	政治・経済・文化団体

別表第2（第6条・第19条関係）

工事内容	備考
屋根のふき替え、補修、塗装、屋根瓦の取替	
外壁の塗装、張替、補修	
店舗等の看板設置及び改修	
壁紙張替等の内装工事	台所（キッチン）、洗面所、浴室等を含む。
シロアリ防止等の床修理	
襖・障子・畳の取替、張替	
掘り炬燵設置工事	
窓ガラス（サッシ）の取替工事	
台所（キッチン）、風呂、トイレ等の改良工事	
システムキッチンの設置	IH機器等の設置のみは対象外とする。
給湯設備の設置	エコキュートの設置のみは対象外とする。
バルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	
バリアフリー化改修工事（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	介護保険住宅改修費の支給制度を利用している場合は、その補助対象部分を除く。

別表第3（第6条・第19条関係）

工事内容	備考
家電製品の購入及び設置（業務用を含む。）	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等
家具又は調度品の購入及び設置（店舗用を含む。）	
車庫、倉庫の新增改築工事	
門扉・ブロック塀の設置	
玄関前、庭の舗装工事	駐車場を含む。
造園工事・植木剪定	
電話等配線工事	
太陽光発電システムの設置	
シロアリ駆除	
住宅及び店舗等の一部又は全部の解体工事	

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所 みなかみ町

電話番号

（フリガナ）

氏 名

生年月日 S・H 年 月 日

みなかみ町住宅新築改修等補助金交付申請書

みなかみ町住宅等新築改修等補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

また、補助金交付の条件である私の住民登録の状況及び世帯全員の町税及び使用料の納付状況について、町が調査することに同意します。

記

1 工 事 の 種 類 新築・改修・修繕・補修・増築・その他（ ）

2 工 事 面 積 等 m<sup>2</sup>

詳細は別紙工事概要のとおり

3 対 象 工 事 費 円

4 補 助 金 申 請 額 円 <<限度額 20 万円>>

※対象工事費×10%＝補助金申請額（1,000円未満は切り捨て）

5 施 工 予 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

6 施 工 業 者 名 称：

所 在 地：みなかみ町

電 話 番 号：

7 備 考

様式第2号（第9条関係）

みなかみ町住宅新築改修等補助金交付決定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

印

年 月 日付で申請のあったみなかみ町住宅新築改修等補助金については、下記のとおり決定しましたので、みなかみ町住宅等新築改修等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金額 円

2 条 件

様式第3号（第9条関係）

みなかみ町住宅新築改修等補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

印

年 月 日付けで申請のあったみなかみ町住宅新築改修等補助金については、下記の理由により交付することができませんので通知します。

記

（不交付理由）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所 みなかみ町  
電話番号  
氏 名

みなかみ町住宅新築改修等補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定のあったみなかみ町住宅新築改修等補助金について、  
工事内容を下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 工事施工期間 変更なし  
変更あり（ 年 月 日～ 年 月 日）

変更前の工事金額 円

交付決定額 円

変更後の工事金額 円

新たな交付申請額 円

※新たな工事金額の見積書を添付してください。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所 みなかみ町

電話番号

氏 名

みなかみ町住宅新築改修等補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けたみなかみ町住宅新築改修等事業が完了しましたので、次のとおり実績を報告いたします。

記

- 1 当初工事予定費用 円  
【申請時の工事費用（見積額）】
- 2 完了時工事費用 円  
【請求額・支払額】
- 3 交付決定額 円  
【交付決定通知書の記載額】
- 4 交付確定額 円
- 5 施工業者 名 称：  
所 在 地：みなかみ町  
電話番号：
- 6 施工期間 年 月 日～ 年 月 日
- 7 添付資料
  - ・完成写真
  - ・領収書の写し
  - ・下水道排水設備工事の場合は排水設備工事完了届の写し

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町住宅新築改修等補助金の額の確定について

年 月 日付け、住宅新築改修等補助金については、みなかみ町住宅等新築改修等補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額

円

年 月 日

みなかみ町長 様

氏名

印

みなかみ町住宅新築改修等補助金交付請求書

年 月 日付けで交付確定のあった標記の補助金について、みなかみ町住宅新築改修等補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 受領方法 口座振り込み

【補助金振込先金融機関】

この請求に対する支払金額については、次の金融機関口座に振り込みをしてください。

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 本店・支店
	農業協同組合 支店
口座種別・番号	普通・当座 NO.
(フリガナ) 口座名義人	

※口座名義人は、申請者(請求者)と同じ方にしてください。

※振り込みを正確に行うため通帳(名義人・番号の部分)のコピーを添付してください。

様式第8号（第21条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金交付申請書

年 月 日

みなかみ町長

申請者 住所  
(フリガナ)  
氏名  
(法人)  
電話  
生年月日 S・H 年 月 日  
(個人事業主の場合)

年度みなかみ町店舗等改築等補助金の交付を受けたいので、書類を添えて申請いたします。

また、補助金交付の条件である私の住民登録の状況及び世帯全員の使用料又は法人の住民登録の状況及び使用料の納付状況について、町が調査することに同意します。

記

店舗等名(仮称)		業 種	
店舗等の住所			
開業予定日	年 月	継続期間	5年間以上
事業内容	(主な販売品目もしくはサービス内容)		
改装店舗等	<input type="checkbox"/> 営業中の店舗	<input type="checkbox"/> 空き店舗	<input type="checkbox"/> 自宅等 <input type="checkbox"/> 新築
施工予定金額 (見積額)	円		
施工予定期間	年 月 日	～	年 月

- 添付書類 1)会社・法人の登記事項証明書(写し可)及び定款(任意団体の場合は規約)の写し、個人の場合は住民票(抄本)
- 2)事業に許認可等の取得が必要な場合は、許認可が確認できるもの又は取得が見込まれることを証するもの
- 3)土地建物登記簿謄本(事業所賃貸の場合は賃貸借契約書の写し)
- 4)完納証明書
- 5)工事見積書及び改装等の内容を確認することができる図面
- 6)改築等施工前の写真
- 7)その他町長が必要と認める書類

様式第9号（第22条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金交付決定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

月 日付けで申請のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

1. 交付決定額 円

2. 条件

- (1) 事業終了後、速やかにみなかみ町店舗等改築等補助金実績報告書（様式第14号）により、必要書類を添えて提出すること。
- (2) 補助事業の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることがある。
- (3) 町長又はその委任を受けた者の調査若しくは監査に応ずべきこと。

様式第10号（第22条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

月 日付けで申請のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、下記の理由により交付することができませんので、通知いたします。

記

（不交付理由）

様式第11号（第23条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金変更申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住所  
氏名  
(法人)  
電話

月 日付けで交付決定のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、  
事業内容を下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて申請いたします。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

3. 添付書類

変更後の見積書

変更後の賃貸借契約書

様式第12号（第23条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金変更承認通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

月 日付けで変更申請のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

変更交付決定額

円

様式第13号（第25条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金事業取下届

年 月 日

みなかみ町長

申請者 住所  
氏名  
(法人)  
電話

月 日付けで交付決定を受けたみなかみ町店舗等改築等補助金について、  
下記の理由により取り下げます。

記

中止の理由

様式第14号（第26条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金実績報告書

年 月 日

みなかみ町長

申請者 住所  
氏名  
(法人)  
電話

月 日付けで交付決定を受けたみなかみ町店舗等改築等補助金の実績について、補助事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

1. 施工金額

2. 補助金交付決定額

3. 事業完了年月日

4. 添付書類

補助対象経費の領収書の写し

改築後完成写真

その他町長が必要と認めるもの

様式第15号（第27条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金確定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

月 日付けで実績報告のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、  
下記のとおり確定しましたので、通知いたします。

記

補助金確定額 円

様式第16号（第28条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金交付請求書

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(法人)  
電話

月 日付けで交付決定を受けたみなかみ町店舗等改築等補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額							円
------	--	--	--	--	--	--	---

【補助金振込先】

振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			